

第2号様式

平成22年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成22年6月9日(水) 10:00~14:00 法務省大臣官房施設課入札室		
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	平成21年12月1日から平成22年3月31日		
抽出案件	総件数 7件	(備考)	
工事	一般競争		1件
	標準指名競争		1件
	随意契約		1件
業務	一般競争		1件
	簡易公募型競争		1件
	標準指名競争		1件
	随意契約	1件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	具申又は勧告	回答	
	なし	なし	

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について</p> <p>指名競争入札を実施する基準はあるのか。</p> <p>少額の指名競争入札ということか。</p> <p>指名競争入札を行った案件で「松本少年刑務所職員宿舎新営（電気設備）工事」、「長野少年鑑別所職員宿舎新営（機械設備）工事」において予定価格が500万円を大きく超えているがなぜか。</p> <p>予定価格が500万円以上の工事を一般競争入札から指名競争入札に切り替えた理由は何か。</p> <p>このような案件は結構あるのか。</p>	<p>予決令第94条第1項第1号の規定により、500万円を超えない工事は指名競争入札によることができるとされている。</p> <p>そうである。</p> <p>両案件については、予定価格が500万円以上であったため一般競争入札から指名競争入札に切り替えたものである。</p> <p>一般競争に2回付したものの、応札希望者がなかったため、指名競争入札に切り替えたものである。</p> <p>稀なケースである。</p>
<p>2 業務の発注状況について</p> <p>「平成21年度福岡少年院等土砂崩れ対策検討業務（第1回変更）」、「仙台少年鑑別所新営工事に伴う南小泉遺跡第61次発掘調査及び発掘調査整理報告書作成業務（第1回変更）」については、随意契約で予定価格と契約金額の割合が100パーセントとなっているが、どのような理由か。</p>	<p>前者については、入札金額と予定価格が一致した結果である。</p> <p>後者については、仙台市教育委員会と実際に要した実績による精算変更契約を行ったためである。</p>
<p>3 応札者が一者であった契約について</p> <p>応札者が一者である契約は増加傾向にあるのか。</p>	<p>平成21年6月以前は、概算額が1億円未満の案件については指名競争を行っていたが、同年7月から一般競争を原則化したこともあり、増加している。</p>

<p>4 指名停止等の運用状況について</p> <p>暴力団排除については、どのような文書が発出されているのか。</p> <p>起訴猶予処分によって指名停止が解除された案件があるが、起訴猶予処分になった場合は、指名停止を解除するのか。</p> <p>5 工事発注案件</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>【大阪拘置所新営（建築）第1期工事】</p> <p>低入札価格調査の前に特別重点調査を行っている理由は何か。</p> <p>特別重点調査の対象業者は落札業者よりも低価格で入札しているのか。</p> <p>特別重点調査の対象業者の入札価格は予定価格の74.4パーセントであり、落札業者の落札率は78パーセントと僅差である。落札業者が特別重点調査の対象にならなかった理由は何か。</p> <p>調査基準価格を下回る入札を行った落札業者に対して、同様の調査を行えば、書類の不備が発生するという結果が推測されるのではないか。</p>	<p>警察庁との合意書に基づき、平成20年3月3日付け法務省施第293号会計課長・施設課長通達「法務省の発注に係る建設工事及び建築関係建設コンサルタント業務等からの暴力団排除の推進について」が発出されている。</p> <p>起訴猶予処分が判明した時点で指名停止の解除を行っている。</p> <p>特別重点調査は、低入札価格調査の一部を特に重点的に行い、要領に従った資料等の提出が行われない場合には、その調査を打ち切り、入札を無効とするものである。</p> <p>本件ではそうである。ただし、調査基準価格を下回った入札者が落札した場合には、落札業者の入札価格が、特別重点調査の基準に該当する業者の入札価格より低価格となることがある。</p> <p>落札者の場合は、調査基準価格は下回っているが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の4費目すべてが基準を下回らなかったためである。</p> <p>短期間で大部の書類を作成することになるため、書類の不備等が発生する可能性はあると思われる。</p>
---	---

<p>特別重点調査を避けることが、業者側に過度なストレスを与えてしまい、今後、応札者が減ってしまうことが懸念されるかどうか。</p> <p>(2) 標準指名競争入札 【岸和田拘置支所小荷物専用昇降機改修工事】</p> <p>落札率が100パーセントであるが、結果的に予定価格と同額になったということか。</p> <p>事前に参考見積を徴取された業者間で、見積徴取されたという情報交換をしてはならないというルールはあるのか。</p> <p>見積徴取を実施した業者の中に落札者がいるか。</p> <p>今後も、参考見積を徴取した業者が入札し、落札率が100パーセントになる可能性があるのではないか。</p> <p>今後、見積徴取する業者をどのように選定するかが問題となってくるのではないか。</p> <p>(3) 随意契約 【福岡刑務所炊場・講堂棟等新営（建築）工事（第3回変更）】</p> <p>よう壁工事が別の契約ではなく、変更契約で処理したことが問題ではないか。追加契約で他の工事として契約しなかったことについて説明できるのか。</p> <p>原契約の落札率は何パーセントか。</p>	<p>極端な低入札を防ぐため、特別重点調査を実施していることを理解願いたい。</p> <p>そうである。</p> <p>そのようなルールはない。</p> <p>いる。</p> <p>ないとは言い切れない。</p> <p>参考見積価格がそのまま予定価格にならないような工夫が必要である。</p> <p>当初契約の残土処理を変更し、よう壁部分を拡大する造成の変更工事である。</p> <p>86.68パーセントである。</p>
---	---

<p>変更契約では、当初契約の落札率を予定価格に反映させているか。</p> <p>6 業務発注案件</p> <p>(1) 一般競争入札</p> <p>【平成21年度市原刑務所敷地調査】</p> <p>入札公告では郵送による入札は認めないとあるが、通常は認めているのか。</p> <p>今回認めなかった理由は何か。</p> <p>郵送による入札を認めた場合、入札執行の際は必ず入札者を立ち合わせているか。</p> <p>入札者の立会いについては、予決令第81条によると、入札者を立ち合わせて開札しなければならないとの規定があるが、電子入札の場合でも、入札者は立ち会わなくてはならないのではないか。</p> <p>(2) 簡易公募型競争入札</p> <p>【平成21年度加古川刑務所収容棟等実施設計業務】</p> <p>入札調書によると、最も低い価格で入札した業者が辞退しているが、入札後、辞退した業者については、指名停止の対象か。</p> <p>(3) 標準指名競争入札</p> <p>【大分刑務所収容棟等新営工事監理</p>	<p>反映させている。</p> <p>入札者の利便を考慮して、認める場合もある。</p> <p>競争参加資格に地域要件を付したためである。本件は、千葉県又はその近隣県に本社、支店又は営業所が所在することとしたため、入札参加者が不便であるとは認められなかったからである。</p> <p>必ずしも立ち合わせてはいない。</p> <p>予決令第81条では、入札者が立ち会わない場合も想定されているため、入札者を必ず立ち合わせなくてはならないわけではなく、この場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせている。</p> <p>入札執行後、最低価格をもって入札した業者が辞退した場合は、不正又は不誠実な行為であるとして、指名停止を行っている。本件の場合は、指名停止1ヶ月となった。</p>
--	---

<p>業務】</p> <p>監理業務については、実施設計をした業者が行った方が業務を実施しやすいと考えるが実態はどうか。</p> <p>入札時、失格の業者があるが、失格の理由は何か。</p> <p>(4) 随意契約</p> <p>【平成21年度美祢社会復帰促進センター収容棟等実施設計業務】</p> <p>P F I 事業として当初、追加の事業があることは盛り込まれていたのか。</p> <p>今回の増設事業については P F I 事業ではないのか。</p> <p>このような追加事業は一般的にあるものなのか。</p> <p>予定価格については、どのように算出したのか。</p>	<p>実施設計を請負った業者も入札に参加することは可能であるが、実際は別の業者となることがほとんどである。</p> <p>また、監理業務を発注する際、設計業務を行った管理技術者は工事監理業務の管理技術者として配置できないこととしている。</p> <p>代表者からの委任状に本社所在地の相違という不備があったためである。</p> <p>当初1,000名を収容する施設としたが、将来的には2,000名の収容を見込むことが盛り込まれていた。</p> <p>今回の発注については P F I 事業の一環としてのものではない。建設工事については国が直接発注し、管理運営については P F I 事業である。</p> <p>今回のような追加事業は一般的にあることではないと思慮する。</p> <p>本件については、新規の案件として予定価格を算出した。</p>
---	--